平成２８年（フ）第１３２５号
横浜市金沢区大川７番９―204号
債務者　吉川　純子（旧姓吉野・福沢）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３４０号
横浜市磯子区久木町23番21号　プレステージ磯子202号
債務者　川口　　剛
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３４６号
横浜市金沢区寺前１丁目１番５号　ヴィラヤマナカ４　301号
債務者　渡邉　純子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５０号
横浜市南区浦舟町１丁目４番地　K＆Wビル２b
債務者　米倉　将樹
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３５８号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢12棟203号
債務者　近藤　修子（旧姓高松）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６０号
横浜市戸塚区秋葉町416番地１　シャトル秋葉203号
債務者　伊東　和人
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７０号
横浜市旭区市沢町704番地　グリーンヒル市沢２―204
債務者　足立　春雄
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
栃木県那須塩原市上厚崎450番地47　スカイラークⅡ―102号
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午前10時
　　宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第２４７号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2572番地１、前住所栃木県宇都宮市宝木町２丁目2570番地２
債務者　関　　料也
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午後４時40分
　　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３１号
東京都府中市南町４―40―１都営19―507、住民票上の住所東京都八王子市椚田町512番地５ブライトハウス串田A201号
債務者　高木　　健
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３２号
東京都八王子市椚田町512番地５ブライトハウス串田A201号
債務者　高木　一子（旧姓遠山）
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６５９号
東京都立川市若葉町４丁目25番地の１若葉町団地25棟501号
債務者　坂本　英雄
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３７号
岡山市東区金田1822番地９
債務者　小守　哲也
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月21日午前10時
　　岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２９０号
静岡市駿河区向敷地46番地の１
債務者　石井　弘美
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時
　　静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５２７号
東京都三鷹市新川６丁目26番３号グランドール305
債務者　赤崎　栄司（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部